移動バイク売買契約に係る仕様書

１　件名

移動バイク（１２５ｃｃ以下）の売却

２　対象車両

「藤沢市自転車等の放置防止に関する条例」及び「藤沢市自転車等駐車場条例」等に基づき処分するバイクのうち、売主藤沢市（以下「甲」という。）が指定するもの。

３　契約期間

契約日から２０２７年(令和９年)３月３１日まで

４　契約方法

バイク１台あたりの単価契約とする

５　予定数量

１１１台（予定）

（内訳）

移動自転車等南保管所：７４台（予定）

移動自転車等北保管所：３７台（予定）

６　引取りの依頼及び引渡し日の指定

売主藤沢市（以下「甲」という。）は、買主（以下「乙」という。）に対して引取りの依頼をするとともに、引渡し日については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

作業時間については、午後４時までとし、作業開始時刻については甲乙協議のうえ決定するものとする。

７　売却代金の納付

甲が発行する納入通知書により期限までに納付すること。

８　引渡し

甲は、買主（以下「乙」という。）が売却代金を納付したことを確認した後に、次の場所においてバイクを引き渡すものとする。

移動自転車等南保管所（藤沢市鵠沼伸明１－１－２）

移動自転車等北保管所（藤沢市長後７７－１）

来所場所については、「別紙　自転車等南保管所及び北保管所　位置図」のとおり

ただし、甲が引渡し場所を他に指定する場合は、その場所において引き渡すものとする。

また、引渡しに際しては、引渡し場所に適合する車両を使用して来所するものとする。

９　資格要件

乙は次の条件を全て満たしているものとする。

（１）古物商許可を有すること。

（２）２０２６年１０月３１日現在において官公庁と撤去自転車等に係る売買の契約履行実績のあること。

１０　売却条件

引渡しを受けたバイクについて、乙は次の条件を遵守すること。

（１）バイクの種類、排気量、状態、運搬距離の遠近にかかわらず、甲が指定したバイクの全量を買い取ること。

（２）引渡しの際、甲にナンバープレートを引き渡すこと。

（３）運搬に際しては、道路交通法及び道路運送車両法その他の関係法令を遵守し、積載物の落下防止等、安全確保を徹底すること。

（４）バイクの引渡しを受けたときは、速やかに移動バイク受領書（第１号様式）を甲に提出すること。

（５）買い取ったバイクは、原則として海外へ輸出すること。輸出にあた

っては、外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令等の関連法令を遵守し、輸出禁止国及び地域への輸出は行わないこと。ただし、輸出困難な車両については、当該車両を分解した上で、車体番号等が記載されているフレーム等を除く部品を国内で再使用、または資源として再利用することは妨げない。

また、処分が困難な場合は、関係法令に従い適正に廃棄物処理を行うこと。

（６）バイクの処理状況について、移動バイク事業報告書（第２号様式）に輸出許可通知書、船荷証券（B/L）の写し、その他輸出を証明するに足りる書類を添付して甲に提出すること。

（７）引渡し場所における分解等の作業は一切行わないこと。

（８）バイクに貼付された札やカゴ等に入れられているごみ等は、乙の責任において処理すること。

（９）バイクに記入されている氏名や住所等の個人情報は必ず消すこと。

（１０）バイクに付随するごみ等（カゴ内の投棄物等）は、乙の責任と負担において、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

（１１）作業の実施に当たり、施設等にごみ又は汚れを残さないよう適切に措置しなければならない。

（１２）作業の実施に当たり、各保管所の業務に支障を及ぼさないよう十分配慮しなければならない。

（１３）乙は引取り作業が完了した都度、甲へ連絡を行うこと。

（１４）輸出に適さない車両等を廃棄物として処理する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物として適正に処理し、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の写しを甲に提出すること。

（１５）引渡し後のバイク（部品含む）に関する責任は乙が負うものとし、第三者より異議の申立て等があった場合においては、乙が責任を持って解決すること。

（１６）甲は、乙に対して売却したバイクの処理状況を調査し、報告を求めることができる。

１１　提出書類の整理

乙は、前条の規定に基づき、次の書類を甲に提出しなければならない。

（１）移動バイク受領書（第１号様式）

（２）移動バイク事業報告書（第２号様式）

（３）輸出を証明する書類（輸出許可通知書、船荷証券等の写し）

（４）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（廃棄処理を行った場合）

１２　守秘義務

乙は、業務上知り得た情報は漏らしてはならない。

１３　責任の所在

本契約にかかる作業等の実施によって、乙が第三者及び他の物件に損害を与えたときは、すべて乙の責任及び負担において処理すること。

１４　環境配慮

藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第３章の各取組項目を実施するよう努めること。

１５　その他

（１）本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（２）引渡し後のバイクについては関係法令を遵守し、責任をもって取り扱うこと。

（３）甲は必要に応じ、その他本契約に係る資料の提出を乙に求めることができる。

以　　上

（第１号様式）

移動バイク受領書

藤沢市長

１　バイク受領台数　　台

２　引渡し場所　　大庭保管所

上記のとおり確かに受領しました。

年　　月　　日

買主

印

（第２号様式）

移動バイク事業報告書

藤沢市長

バイク受領台数（　　月～　　月分）　　台

処理内訳
（１）輸出　　台
（輸出先国名　　）

（２）分解及び部品再使用台数　　台

（３）廃棄台数　　台

（４）その他（保管中等）　　台

上記のとおり報告します。

年　　月　　日

買主

印

自転車等南保管所　位置図



特記事項：
・この図面は公に証明する資料や申請などの資料として使用することはできません。参考図としてご使用ください。
・著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。
・藤沢市は、この図面の利用により発生した損失・損害等について、一切の責任を負いません。
・この特記事項のほか、利用規約や各情報を利用する際の注意事項をご確認ください。
・各地図で使用している基本図は、令和2年度に作成したもので、最新の地形地物と異なる場合があります。

自転車等南保管所　入口

門の高さ　　：約 2.4m

門の幅　　：約 3.8m

入口前道路幅：約 3.8m

入口前道路幅（最短）：約：3.3m



自転車等北保管所　位置図



特記事項：
・この図面は公に証明する資料や申請などの資料として使用することはできません。参考図としてご使用ください。
・著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。
・藤沢市は、この図面の利用により発生した損失・損害等について、一切の責任を負いません。
・この特記事項のほか、利用規約や各情報を利用する際の注意事項をご確認ください。
・各地図で使用している基本図は、令和2年度に作成したもので、最新の地形地物と異なる場合があります。

自転車等北保管所　入口

